

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市精神障害者訪問看護交通費助成事業
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	新潟県厚生農業協同組合連合会真野みずほ病院が実施する訪問看護を受ける者に対して、その利用に係る交通費の一部を助成することにより、利用者の費用負担の軽減を図り、健康保持及び地域生活継続のための支援を行うことを目的に、助成金を交付する
補助事業者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び同法第5条に規定する精神障害者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条に規定する自立支援医療費の支給を受けている者
補助対象経費	助成対象者が新潟県厚生農業協同組合連合会真野みずほ病院に支払う訪問看護に係る交通費の2分の1の額
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	訪問看護に係る交通費負担額の2分の1（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	2分の1
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	無 ○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 <目標を数値化できない理由> 訪問看護を実施する者は、患者と病院（医師）との合意により、実施するものであり、数値目標を立てることは困難である
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和2年10月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 随時受付
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113